

人権問題の正しい理解のために ～人権への配慮～

1 人権とは

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない権利です。日本国憲法は、国民の基本的な人権として、自由に生きるための権利（自由権）、人種、信条、性別、社会的身分、門地などによって差別されない平等の権利（法の下での平等）、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権、教育を受ける権利、労働三権）などを定めています。

愛知県では「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定し、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する重要課題に取り組んでいます。

2 人権の重要課題

- (1) **女性**：男女共同参画の理解の促進、暴力の根絶など
- (2) **子ども**：いじめ対策の推進、児童虐待防止の推進など
- (3) **高齢者**：自立促進と社会参加活動の推進、総合的な保健福祉サービスの推進など
- (4) **障害者**：自立促進と社会参加活動の推進、総合的な福祉サービスの推進など
- (5) **同和問題（部落差別）**：同和問題（部落差別）に対する理解の促進、同和教育の推進など
- (6) **外国人**：多文化共生の意識づくり、国際理解の促進など
- (7) **感染症患者等**：エイズ、肝炎、ハンセン病に対する差別や偏見の解消など
- (8) **犯罪被害者等**：犯罪被害者等に対する理解の促進など
- (9) **インターネットによる人権侵害**：教育・啓発活動の推進、安全なインターネット環境の普及促進など
- (10) **ホームレス**：ホームレスに対する理解の促進、自立支援の推進など
- (11) **性的少数者**：性的少数者に対する理解の促進、教育活動の推進など
- (12) **様々な人権をめぐる問題**：アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的少数者、婚外子、北朝鮮当局による拉致問題、人身取引、ハラスメント、災害に伴う人権問題

3 人権への配慮

養介護施設等においても、施設の管理者と職員、施設の職員と入所者、入所者と養護者、入所者と入所者など、様々な関係の中で起きる人権問題に対する理解を深め、人権への配慮が必要です。

4 高齢者の人権

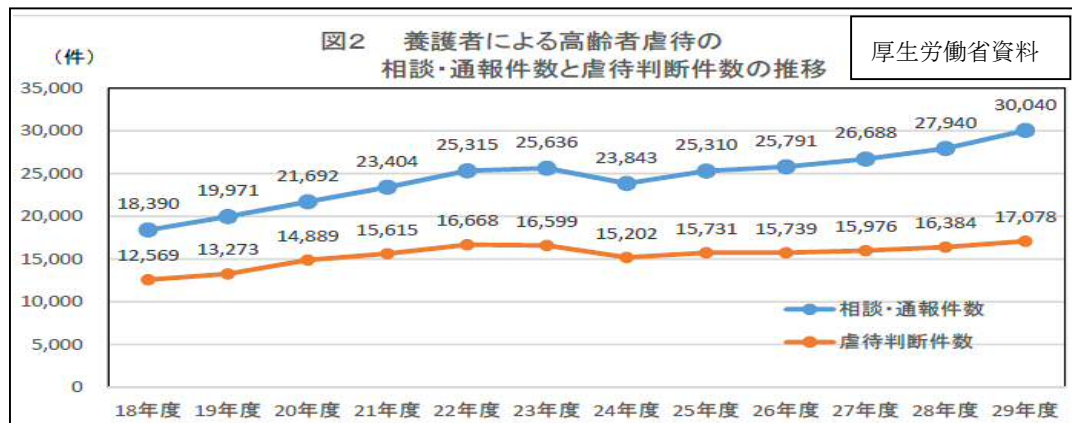
(1) 高齢者虐待の虐待判断件数、相談・通報件数

	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数
29年度	510件	1,898件	17,078件	30,040件
28年度	452件	1,723件	16,384件	27,940件

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



(3) 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



(4) ある福祉施設での取組

高齢者の人権を守るために、ある福祉施設では、介護にあたっては、同性による介護体制を基本とし、居室を入所者の「家」としてノーマライゼーションを図るなどの方針を持ち、入所者とのコミュニケーションについて次のような取組を行いました。

- ・職員が話しかけるときは、尊敬語、謙譲語で。
- ・入所者に何かをしてもらうときは、指示形や命令形ではなく依頼形で。
- ・入所者の居室に入るときは必ず挨拶をする。

このような取組によって、認知症の入所者の方々も、穏やかになっていったということです。

5 同和問題（部落差別）

(1) 同和問題（部落差別）とは

私たちは、生まれながらにして自由・平等であり、幸せで健康に生きる権利を持っています。こうした願いや権利は基本的人権といわれ、憲法でも保障されており、不当に侵してはならないものです。

しかし、日常生活の中で、古くからの因習や世間体にとらわれたものの見方に影響され、時に誤った判断をして、知らず知らずのうちに、人権を侵し、人の幸せを踏みにじっていることもないとはいえません。

とりわけ、わが国の人権にかかわる重大な社会問題に同和問題があります。同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、今でも「同和地区」や「被差別部落」などと呼ばれる地域の出身であることを理由に、結婚・就職等において差別されることがあるという日本固有の人権問題です。

(2) 差別解消のために

国はこの問題を解決するために、特別措置法を定め、地方公共団体とともにさまざまな事業を進めてきました。その結果、道路や住宅など生活環境の改善は進みましたが、いまだに差別意識は根強く残るとともに、インターネットなど情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。

こうした中、平成28年12月16日に、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。人権問題を解消するためには、全

ての人々が人権について正しい認識を持ち、粘り強く取り組んでいくことが必要です。

同和問題の根本的な解決に向けて、私たちは因習を無批判に受け入れるのではなく、冷静に客観的な目でとらえ、自分の周囲から差別と偏見をなくしていくように努力することが大切です。

人は誰も生まれるときに、出生地・家柄・性別などを自分で選ぶことはできません。個人の責任でないことで差別するようなことがあってはならないのです。

6 あいち人権啓発プラザをご活用ください

あいち人権啓発プラザでは、人権啓発DVDの貸出、人権啓発パンフレットの配布、人権研修への講師派遣などを行っています。

どうぞお気軽にお問合せください。

◎貸出DVDの一例

「社会福祉施設等における人権『私たちの声が聴こえますか』」

「同和問題と人権 ～あなたはどのように考えますか～」

※その他にも多数あります。(人権推進課のホームページで紹介しています。)

<あいち人権啓発プラザ>



利用案内	
開館時間	9:00～17:15
休館日	土・日・祝日 12月29日～1月3日
利用内容	図書、DVD・ビデオの貸出 パンフレットの配布 パネルの展示 など

愛知県民文化局人権推進課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 愛知県東大手庁舎3階

電話番号：052-954-6167 FAX 番号：052-973-3582

人権推進課のホームページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>